

誤導や荒唐無稽！な作り話に注意！

正しい理解を！武蔵野市住民投票条例(案)

一部メディアが、武蔵野市の「住民投票条例(案)」が外国籍市民に投票資格を認める内容であることを批判的に伝えたのをきっかけに、外国人に対する差別的言動を行う団体が市役所周辺や駅頭、街頭などに大挙して襲来、「外国人が転入したら武蔵野市が乗取られる」「外国人は出て行け」などと大音量のマイクで繰り返し怒鳴る騒然とした光景が繰り広げられました。また、こうした状況につけ込むように、差別主義的なデマや荒唐無稽な作り話が流布されています。こうした声に惑わされず、正しい情報を知り、不当な威圧や中傷に屈せず武蔵野の健全な市民自治を守っていきましょう。

誤 住民投票資格は 地方参政権と同じ!?

住民投票は、市政の重要な個別テーマ(施策)について、住民が賛否の意思を表明するための制度で、市長や市議会議員を選ぶ選挙権などの「地方参政権」とは全くの別物です。この条例によって武蔵野市に住民登録をしている外国籍住民が選挙に投票できるようになるものではありません。

誤 外国籍市民の住民投票権は 世界の非常識!?

世界的に見ても、外国籍住民に対して住民投票を与えている国は少なくありません。アイルランド、ノルウェー、フィンランド、スウェーデン、オランダ、ベルギー、スイス、ニュージーランド、韓国など、多くの地域・国で外国籍市民の住民投票権が認められています。

誤 外国籍市民への住民投票権は 憲法違反!?

全国で42の自治体が住民投票への外国籍市民の参加を認めています。武蔵野市と同様に日本国籍市民と同じ条件で住民投票資格を認めているのは、神奈川県逗子市(06年～)と、大阪府豊中市(09年～)です。どちらの自治体でも、条例施行後に憲法違反であるという係争にはなっていません。

誤 外国籍市民にまちが 乗っ取られる!?

武蔵野市に多数の外国人が転入してきて、まちが乗っ取られるという話は、外国人差別主義者による荒唐無稽な妄想に過ぎません。住民投票を成立させるには約41,000人、賛成票が確実に上回るためには、日本国籍の投票資格者12,400人と同じ数の転入が必要です。それほど数の外国人が、この狭い武蔵野のどこに移住して来るのでしょうか？

12月市議会に提出される住民投票条例案についての緊急声明(抜粋)

- 1 武蔵野市住民投票条例案が、市内に3か月以上定住し、住民登録する外国籍市民を住民投票の資格者に含めるとしたことに賛成する。
- 2 議案上程を断念させようと武蔵野市役所等に街宣車が押し寄せて大音量で騒ぎたてるなどの威迫的行動が行われているが、直ちに中止するべきである。

愛敬浩二(早稲田大学教授、憲法)、石坂啓(漫画家)、上野千鶴子(東京大学名誉教授、社会学)、大石芳野(写真家)、金子あい(俳優)、鎌内啓子(元ラジオディレクター)、金聖雄(映画監督)、小原隆治(早稲田大学教授、地方自治)、澤地久枝(ノンフィクション作家)、高木敦子(弁護士)、高木一彦(弁護士)、武田真一郎(成蹊大学教授、行政法)、長谷川憲(工学院大学名誉教授、憲法)、春山習(亜細亜大学講師、憲法)、前川喜平(元文部科学省事務次官)、美内すずえ(漫画家)、宮子あずさ(看護師・コラムニスト)、吉田善明(明治大学名誉教授、憲法)

11月18日には、差別主義的な動きに抗議し、多様性を認める武蔵野らしい条例の制定を求めて、市内在住の有識者を中心としたメンバーによる緊急アピールも発表されました。

誤 住民投票条例案は市民に知らせず 突然出されたもの!?

住民投票のあり方については、邑上市政下での「自治基本条例」の議論も含めれば、10年以上の歳月を掛け検討が重ねられています。表面に掲載した一覧でも明らかなように、「住民投票条例(案)」に限ってみても、2回に渡るパブリックコメントの募集、市民意見交換会、議会・市職員からのヒアリング、無作為抽出の市民アンケートと、多くの手間を掛けて周知が図られてきたことがわかります。

#差別主義に惑わされず武蔵野らしい
民主的で文化的な住民投票条例制定を!

